

公募型プロポーザル方式による中央公園東駐車場（土地）の売却について
令和7年7月7日

山梨県知事 長崎幸太郎

1 概要

(1) 趣旨

山梨県は、中央公園東駐車場の土地を売却する。

当該土地は、甲府市の中心部に位置し、周辺には市役所や県庁等の行政サービスに加え、交通インフラへの高い利便性に恵まれている。さらに、中央公園やコミュニティ道路にも隣接しており、自然環境と都市機能が調和したエリアとなっている。

しかしながら、これらの優れた立地条件にもかかわらず、当該土地は県公用車の駐車場として極めて限定的な利用にのみ留まり、土地の価値を十分に発揮できていない状況である。

そのため、立地特性を最大限に活かし、地域の活性化を図ることを目的として、当該土地を売却するものとする。

ついては、事業者からの提案を通して、多角的な観点から総合的に評価することとし、公募型プロポーザル方式により売却事業者を選定する。

(2) 売却物件

所 在 地	地 目	地 積	売却最低価格
甲府市中央一丁目181番6 (予定地番)	宅地	1468.85 m ²	金 107,000,000 円

2 スケジュール

項目	日程
参加募集の公告 (実施要領の配布開始)	令和7年7月7日(月)
現地説明	令和7年7月11日(金)
質問書の受付	(公告日の翌日)～7月14日(月)
質問書に対する回答	令和7年7月16日(水)まで
参加申込書の提出	(公告日の翌日)～7月17日(木)
参加申込結果の通知	令和7年7月23日(水)まで
企画提案書の提出	令和7年7月24日(木)～8月1日(金)

プレゼンテーション	令和7年8月6日(水)
評価結果通知(売却候補者の特定)	令和7年8月14日(木)まで
土地売買契約締結	令和7年8月21日(木)まで
売買代金の支払い	令和7年9月19日(金)まで

3 参加者の資格

参加資格は、次の要件を全て満たす法人又は複数の法人により構成される共同事業者（ただし、1つの法人が重複して申し込むことはできない。）とする。なお、共同事業者により申し込む場合は、全ての構成員が要件を満たさなければならない。また、参加申込書提出後に共同事業者の構成員を変更することはできない。

（１）山梨県税、法人税及び消費税に滞納がないこと。

（２）次のいずれにも該当しない者であること。

ア 次のいずれかに該当する者で、その事実があった後3年を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

（ア）山梨県との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

（イ）山梨県が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利得を得るために連合した者

（ウ）落札者が山梨県と契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

（エ）地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により、山梨県が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者

（オ）正当な理由がなくて山梨県との契約を履行しなかった者

イ 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者

（ア）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（イ）暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（ウ）暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

ウ イの（イ）又は（ウ）に該当する者が、その経営に実質的に関与している法人

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）

4 参加申込書の作成・提出

(1) 実施要領の配布

配布期間	配布場所
(公告の日) から令和 7 年 7 月 1 7 日 (木) まで ただし、山梨県の休日を定める条例 (平成元年 3 月 2 7 日山梨県条例第 6 号) 第 1 条に規定する休日 (以下「県の休日」という。) を除く。 (時間は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで)	山梨県 総務部 資産高度利用推進課 甲府市丸の内 1 丁目 6 番 1 号 山梨県庁本館 4 階 (電話) 0 5 5 - 2 2 3 - 1 3 4 2 ※実施要領は、山梨県総務部資産高度利用推進課のホームページからもダウンロードできます。

(2) 参加申込書の提出

売却物件の購入を希望する者は、実施要領に示す参加申込書等を提出期間内に提出しなければならない。

提出期間	提出場所
(公告日の翌日) から令和 7 年 7 月 1 7 日 (木) まで ただし、県の休日を除く。 (時間は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで)	山梨県 総務部 資産高度利用推進課 甲府市丸の内 1 丁目 6 番 1 号 山梨県庁本館 4 階 (電話) 0 5 5 - 2 2 3 - 1 3 4 2

5 現地説明

現地説明の場所 (物件の所在地)	現地説明の日時
甲府市中央一丁目 1 8 1 番 6 (予定地番) (中央公園東駐車場)	令和 7 年 7 月 1 1 日 (金) 午前 1 0 時 0 0 分

6 質問書の受付

受付期間	質問書提出先
(公告日の翌日) から 令和 7 年 7 月 1 4 日 (月) 午後 5 時まで	山梨県 総務部 資産高度利用推進課 甲府市丸の内 1 丁目 6 番 1 号 山梨県庁本館 4 階 (電話) 0 5 5 - 2 2 3 - 1 3 4 2

7 企画提案書の作成・提出

受付期間	質問書提出先
令和 7 年 7 月 2 4 日 (木) から令和 7 年 8 月 1 日 (金) まで ただし、県の休日を除く。 (時間は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで)	山梨県 総務部 資産高度利用推進課 甲府市丸の内 1 丁目 6 番 1 号 山梨県庁本館 4 階 (電話) 0 5 5 - 2 2 3 - 1 3 4 2

8 評価及び結果通知

(1) 評価方法

提出された企画提案書等の内容を総合的に評価し、評価点が最も高かった者を売却候補者として特定する。

企画提案書提出者が一者でも評価を行うものとし、企画提案書提出者数に関係なく売却候補者なしとする場合もある。

また、正当な理由なくプレゼンテーションを欠席した場合は、提案を辞退したものとする。

(2) プレゼンテーションの実施

日時	場所
令和7年8月6日(水) 午前10時から	山梨県庁 防災新館408会議室

(3) 評価結果（売却候補者の特定）

評価結果については、令和7年8月14日（木）までに、書面にて通知する。

9 契約保証金

(1) 売買契約締結と同時に、売買代金の100分の10以上に相当する額を納入すること。

(2) 契約保証金は、売買代金の一部に充当する。

(3) 売買代金の支払いが行われず、売買契約が解除された場合、契約保証金の返還は行わない。

10 その他

(1) 契約書作成の要否

要する。

(2) 売買契約に付す条件

売買物件については、売買契約書において次の制限を付す。

ア 買受事業者は、山梨県が別途定める要件を満たす駐車場を山梨県に提供することとし、令和7年9月12日（金）までに山梨県と契約を締結すること。

イ 買受事業者は、売買物件の引渡しを受けてから3年以内に操業を開始するとともに、操業開始から10年を経過するまで（以下「指定期間」という。）企画提案を行った事業を継続すること。

ウ 買受事業者は、指定期間、山梨県の承認を得ずに、売買物件の所有権を第三者に移転し、又は同物件に権利を設定してはならない。

エ 買受事業者は、指定期間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同

条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に供してはならない。

オ 買受事業者は、売買物件を暴力団事務所（山梨県暴力団排除条例（平成 22 年山梨県条例第 35 号）第 2 条第 5 号に規定する暴力団事務所をいう。）その他住民に著しく不安を与える施設の用途に供してはならない。

カ 山梨県は、指定期間、随時に売買物件の使用状況等について実地調査をし、買受事業者に報告を求めることができる。買受事業者は、調査を拒み若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

キ 買受事業者は、上記アからカまでの条件に違反した場合、山梨県の定める金額を違約金として山梨県に支払わなければならない。

ク 企画提案書の内容と売買物件の土地利用が著しく異なる場合及び上記アからカまでの条件に違反した場合は山梨県が買い戻すことがある。